

## 主要な見直し後の適時開示項目及び開示事項等

(会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し)

発行する株式、処分する自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集 又は株式、新株予約権の売出し	1
株式無償割当て又は新株予約権無償割当て	5
株式交換	7
株式移転	9
合併	11
会社の分割	13
事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	15
剰余金の配当	17
配当予想の修正等	19

改訂後の開示様式は、T D n e t オンライン登録サイトの開示資料作成ページでご提供しております。

## 発行する株式、処分する自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「当該上場会社の発行する株式、その処分する自己株式若しくはその発行する新株予約権を引き受ける者の募集（その処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し」を行うことを決定した場合であって、かつ、当該決定内容が以下のいずれかに該当する場合、又は、該当しないことが明らかでない場合、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- a 払込金額又は売出価額の総額（新株予約権については、当該新株予約権の払込金額又は売出価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が 1 億円以上
- b 株主割当による場合
- c 買収防衛策の導入又は発動に伴う場合

### (参考)

1. 同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記適時開示義務の要件と異なっている場合がありますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第 2 項第 1 号イ

取引規制府令第 1 条の 2 第 1 号

2. 同項目に関する「臨時報告書」の提出要件は以下のとおりです。

開示府令第19条第 2 項第 1 号

開示府令第19条第 2 項第 2 号

開示府令第19条第 2 項第 2 号の 2

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

#### a 公募による株式発行に係る募集の場合

発行新株式数、発行価額、発行価額の総額、資本組入額、募集方法、申込期間、払込期日、資金使途、（発行価格の決定をブックビルディング方式で行う場合は）ブックビルディングの日程等

(注) 公募増資については、発行日取引による上場を行う場合がありますので、日程等について事前に連絡していただくことが必要です。この場合、開示資料(案)及び新株式発行日程表(案)を用意していただきます(ファクシミリ等により送付していただいても結構です。)

b 株主割当による株式発行に係る募集の場合

発行新株式数、割当方法、発行価額、発行価額の総額、資本組入額、申込期間、払込期日、資金用途等

c 第三者割当による株式発行に係る募集の場合

発行新株式数、発行価額、発行価額の総額、資本組入額、申込期間、払込期日、株券交付日、割当先及び株式数、増資の理由(第三者割当とする理由を含む。)、発行価額の算定根拠、資金用途、割当先の概要等

d 新株予約権発行に係る募集の場合(自己新株予約権処分に係る募集を含む。)

新株予約権の名称及び数、発行の理由、目的となる株式の種類及び数、発行価額(無償の場合はその旨)及びその算定根拠、割当日、払込期日を定める場合には当該期日、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)並びにその算定根拠、行使請求期間、行使の条件、組織再編時の取扱い、取得条項付新株予約権である場合には取得事由・その対価・消却の条件等、行使によって株式を発行する場合における資本組入額、行使請求受付場所及び払込取扱金融機関、譲渡制限及び新株予約権証券の発行に関する事項、募集方法、特定の者に割り当てる場合は割当先の概要、資金用途等

(注) 新株予約権を引き受ける者の募集に際して、社債が同時に募集され、かつ、同時に割り当てられる場合、上記の内容に加えて、社債の名称及びその内容(社債の総額、発行価額、各社債券の金額、社債の利率、社債の償還方法及び償還期限、利息の支払方法及び利払期日、固定為替レート(海外募集の場合)、担保の有無及び内容、財務上の特約、取得格付、社債管理者、資金用途等)についても、記載してください。

新株予約権付社債発行に係る募集の場合

社債の名称、発行の理由、社債の発行価額、新株予約権の発行価額(無償の場合はその旨)及びその算定根拠、割当日、払込期日を定める場合には当該期日、新株予約権の内容(新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の総数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額又は転換価額)並びにその算定根拠、行使請求期間、行使の条件、組織再編時の取扱い、取得条項付新株予約権である場合には取得事由・その対価・消却の条件等、代用払込みに関する事項、行使によって株式を発行する場合における資本組入額、行使請求受付場所)、社債の内容(社債の総額、各社債券の金額、社債の利率、社債の償還方法及び償還期限、利息の支払方法及び利払期日、固定為替レート(海外募集の場合)、担保の有無及び内容、財務上の特約、取得格付、社債管理者)、募集等の日程(募集方法(特定の者に割り当てる場合の割当先の概要)、募集開始日、申込期間、引受会社)、資金用途等

e 種類株式の発行に係る募集の場合

当該種類株式の名称及び内容、単元株式数、発行新株式数、発行価額、発行価額の総額、資本組入額、募集方法、申込期間、払込期日、発行理由、特定の者に割り当てる場

合の割当先の概要、資金使途等

f 株式又は新株予約権の売出しの場合

名称、売出数、売出価格、売出価額の総額、売出人、売出方法（地域）、申込期間、受渡期日、申込証拠金、売出価格の決定方法、売出しの目的、申込単位等

g 買収防衛策の導入・発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合

(a) 買収防衛策の導入に伴う場合

上記の開示事項に加え、買収防衛策導入の目的、スキームの内容、買収防衛策導入に係る手続・日程、買収者出現時の手続、株主・投資者に与える影響

スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収防衛策の合理性を高めるための工夫（たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的な買収防衛策の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく、記載していただくことが必要です。

(b) 買収防衛策の発動に伴う場合

上記の開示事項に加え、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響

上記(a)、(b)の開示に係る表題には、「買収防衛策」という文字を必ず入れてください。

h 自己株式処分に係る募集の場合

上記の開示事項に準じるほか、自己株式処分に係る募集である旨、処分後の自己株式の数

(3) 開示上の注意事項

a 上場会社の業務執行を決定する機関による決定を伴わない有価証券の売出しについては、売出人から通知を受けた時点で速やかに開示してください。

b 株式を引き受ける者の募集等に併せて他の開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「ストック・オプションの付与」）に関連する内容を伴う場合には、該当する開示項目についても参照してください。

c 開示後における「重要な変更」には、株式を引き受ける者の募集に際して、失権株が生じたことにより、募集新株式数を変更した場合等が含まれます。

d 株主総会に係る基準日後に募集株式を取得する者に対し当該株主総会に係る議決権を付与する場合は、その内容及び理由を記載してください。

e 公募、売出しに際してグリーンシュー・オプションが付された場合には、買取引受による売出し分とオーバーアロットメント分のそれぞれの内容（売出人、数量、売出方法

等)、オプションの内容(付与先、数量、行使期限)及びシンジケートカバー取引の内容(当該取引を行う場合がある旨、期間、買付予定市場)等の適切な開示が望めます。

f 上場株式とは異なる種類の株式を発行する場合には、当該種類株式の発行が、上場株式に与える影響及び上場株式の株主の権利等に照らして妥当と考える理由についても適切に開示を行うことが必要となります。

g 買収防衛策導入に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集を行った場合には、具体的に買収者が出現したとき、導入した買収防衛策を発動したとき、又は廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示が必要になります。また、買収防衛策の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示が必要になります。具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収防衛策を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載してください。

#### (4) その他の注意事項

a 株式、自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出しにあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります(払込金額又は売出価額が1億円未満のものを含む。 )。

b 非上場会社を主たる割当先とする第三者割当等については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。

c 上場会社が、第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする株式の募集を行う場合には、名証の「第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則」に基づいて、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における名証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが必要となります。

## 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式無償割当て又は新株予約権無償割当て」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号dの2）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

#### （参考）

同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記適時開示義務の要件と異なっている場合がありますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第2項第1号ホ  
取引規制府令第1条の2第2号

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。

#### a 株式無償割当ての場合

##### (a) 割当ての目的

(b) 割当ての内容（株主に割り当てる株式の種類及び数（数を定めずに算定方法を定める場合にはその方法）、割当てを受ける株主の有する株式の種類、割当てに際して交付する株式の総数（新株式・自己株式の内訳を含む。））

(c) 割当ての日程（基準日、効力発生日、株券交付日）

#### b 新株予約権無償割当ての場合

##### (a) 新株予約権の名称

##### (b) 割当ての目的

(c) 割当ての内容（株主に割り当てる新株予約権の内容（新株予約権の目的となる株式の種類及び数、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）、行使請求期間、行使の条件、組織再編時の取扱い、取得条項付新株予約権である場合には取得事由・その対価・消却の条件等、行使によって株式を発行する場合における資本組入額、行使請求受付場所及び払込取扱金融機関、譲渡制限及び新株予約権証券の発行に関する事項）及び数（数を定めずに算定方法を定める場合にはその方法）、割当てを受ける株主の有する株式の種類、割当てに際して交付する新株予約権の総数（新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。））

(d) 割当ての日程（基準日、効力発生日）

（注）新株予約権無償割当てにより発行される新株予約権証券について、発行日取引等による上場対象となる場合には、日程等について事前に連絡していただく必要があります。この

場合、開示資料(案)及び新株式発行日程表(案)を用意していただきます(ファクシミリ等により送付していただいても結構です。)

c 買収防衛策の導入・発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合

(a) 買収防衛策の導入に伴う場合

上記の開示事項に加え、買収防衛策導入の目的、スキームの内容、買収防衛策導入に係る手続・日程、買収者出現時の手続、株主・投資者に与える影響

スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収防衛策の合理性を高めるための工夫(たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項(定期的な買収防衛策の内容や導入の是非を総会などで見直す条項)などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等)についてわかりやすく、記載していただくことが必要です。

(b) 買収防衛策の発動に伴う場合

上記の開示事項に加え、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響

上記(a)、(b)の開示に係る表題には、「買収防衛策」という文字を必ず入れてください。

(3) 開示上の注意事項

a 株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに際して、1株当たりの配当予想額について分割の比率に応じて調整を行う場合でも、「剰余金の配当」及び「配当予想の修正等」の開示が必要となります。なお、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うにも関わらず、配当額の調整を行わない場合(結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配となる場合)にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示が望まれます。

b 買収防衛策導入に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行った場合には、具体的に買収者が出現したとき、導入した買収防衛策を発動したとき、又は廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示が必要になります。また、買収防衛策の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示が必要になります。具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収防衛策を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載してください。

(4) その他の注意事項

株式無償割当て又は新株予約権無償割当てにあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。

## 株式交換

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式交換」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

(注) 他の会社を完全子会社とする場合と、他の会社の完全子会社となる場合の双方を含みます。また、会社法上の簡易株式交換に該当するものについても適時開示が必要です。

#### (参考)

1. 同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記適時開示義務の要件と異なっている場合がありますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第 2 項第 1 号チ  
取引規制府令第 1 条の 2 第 5 号

2. 同項目に関する「臨時報告書」の提出要件は以下のとおりです。  
開示府令第19条第 2 項第 6 号の 2

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

- a 株式交換の目的
- b 株式交換の内容（株式交換比率、株式交換比率の算定根拠等、簡易株式交換の場合はその旨、略式株式交換の場合はその旨）
- c 株式交換の日程（株式交換契約の締結日、株主総会期日、効力発生日（株式交換期日）、株券交付日等）
- d 株式交換の当事会社の概要（完全親会社となる会社・完全子会社となる会社それぞれの商号、事業内容、設立年月日、本店所在地、代表者、資本金、発行済株式数、純資産、総資産、決算期、従業員数、主要取引先、大株主及び持株比率、主要取引銀行、当事会社との関係、最近 3 年間の業績（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1 株当たり利益、1 株当たり配当金、1 株当たり純資産）等）
- e 株式交換後の状況（商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金等）
- f 会計処理の概要（該当することが見込まれる会計上の分類、のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込み等）
- g 完全子会社となる会社の新株予約権又は新株予約権付社債の取扱い
- h 今後の見通し（株式交換後 2 事業年度分の連結業績見通しを含む。）

## (3) 開示上の注意事項

- a 当該項目について適時開示規則に基づき開示を行った場合であって、株式交換の相手先が非上場会社である場合には、適時開示規則（適時開示規則の取扱い5(3)dの3(f)イ)に基づき、別途「非上場会社の概要書」を作成のうえ、1通提出していただきます。ただし、「非上場会社の概要書」の様式イに該当する場合は、所定の開示資料の様式に従って開示項目すべてについて開示されていることを条件に当該書類の提出を省略することが可能です。
- b 株式交換比率の算定根拠について開示資料に記載する場合には、第三者機関によって作成された株式交換比率算定書の内容を含め、株式交換比率の決定に際して考慮した重要な要素について、可能な限り詳細に記述してください。
- c 株式交換に際して完全親会社となる会社が自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載してください。

## (4) その他の注意事項

- a 他の会社を完全子会社とする株式交換については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。
- b 非上場会社が完全親会社となる株式交換を実施した場合の当該完全親会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- c 株式交換にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。

## 株式移転

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式移転」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号fの3）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

(注) 上場会社が単独で完全親会社を設立する株式移転と、他の会社と共同して完全親会社を設立する株式移転の双方を含みます。

(参考)

1. 同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」は以下のとおりです。

証券取引法第166条第2項第1号リ

2. 同項目に関する「臨時報告書」の提出要件は以下のとおりです。

開示府令第19条第2項第6号の3

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

- a 株式移転の目的
- b 株式移転の内容（株式移転比率、株式移転比率の算定根拠等）
- c 株式移転の日程（株主総会期日、株式移転期日、効力発生日（設立登記日）、株券交付日等）
- d 株式移転の当事会社の概要（上場会社及び他の会社と共同して完全親会社を設立する場合は当該他の会社それぞれの商号、事業内容、設立年月日、本店所在地、代表者、資本金、発行済株式数、純資産、総資産、決算期、従業員数、主要取引先、大株主及び持株比率、主要取引銀行、当事会社との関係、最近3年間の業績（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産）等）
- e 完全親会社となる新会社の概要（商号、事業内容、本店所在地、取締役及び監査役、資本金、発行予定株式数、単元株式制度を採用する場合はその旨、決算期等）
- f 会計処理の概要（該当することが見込まれる会計上の分類、のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込み等）
- g 完全子会社となる会社の新株予約権又は新株予約権付社債の取扱い
- h 今後の見通し（株式移転後2事業年度分の新会社の連結・単体業績見通しを含む。）

### (3) 開示上の注意事項

- a 当該項目について適時開示規則に基づき開示を行った場合であって、共同して株式移転を行う相手先が非上場会社である場合には、適時開示規則（適時開示規則の取扱い5(3)dの4(d)イ）に基づき、別途「非上場会社の概要書」を作成のうえ、1通提出して

いただきます。ただし、「非上場会社の概要書」の様式イに該当する場合は、所定の開示資料の様式に従って開示項目すべてについて開示されていることを条件に当該書類の提出を省略することが可能です。

- b 株式移転比率の算定根拠について開示資料に記載する場合には、第三者機関によって作成された株式移転比率算定書の内容を含め、株式移転比率の決定に際して考慮した重要な要素について、可能な限り詳細に記述してください。

(4) その他の注意事項

- a 株式移転によって新たに設立される完全親会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- b 株式移転にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。

## 合 併

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「合併」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 g）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示する必要があります。

(注) 100%子会社との合併及び会社法上の簡易合併に該当するものについても開示が必要です。

(参考)

1. 同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記の適時開示義務の要件と異なっている場合がありますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第 2 項第 1 号又

取引規制府令第 1 条の 2 第 6 号

2. 同項目に関する「臨時報告書」の提出要件は以下のとおりです。

開示府令第19条第 2 項第 7 号の 2

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

- a 合併の目的
- b 合併の内容(合併方式(吸収合併又は新設合併の別)、合併比率、合併比率の算定根拠、簡易合併の場合はその旨、略式合併の場合はその旨等)
- c 合併の日程(合併契約の締結日、株主総会期日、効力発生日(合併期日)、株券交付日等)
 

新設合併の場合は、合併の日程(合併契約の締結日、株主総会期日、合併期日、効力発生日(設立登記日)、株券交付日等)
- d 合併当事会社の概要(合併会社・被合併会社それぞれの商号、事業内容、設立年月日、本店所在地、代表者、資本金、発行済株式数、純資産、総資産、決算期、従業員数、主要取引先、大株主及び持株比率、主要取引銀行、当事会社との関係、最近 3 年間の業績(売上高、経常利益、当期純利益、1 株当たり利益、1 株当たり配当金、1 株当たり純資産)等)
- e 合併後の状況(商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、総資産、決算期)
- f 会計処理の概要(該当することが見込まれる会計上の分類、のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込み等)
- g 被合併会社の新株予約権又は新株予約権付社債の取扱い
- h 今後の見通し(合併後 2 事業年度分の連結・単体業績見通しを含む。)

## (3) 開示上の注意事項

- a 当該項目について適時開示規則に基づき開示を行った場合であって、合併を行う相手先が非上場会社である場合には、適時開示規則（適時開示規則の取扱い5(3)e(f)イ）に基づき、別途「非上場会社の概要書」を作成のうえ、1通提出していただきます。ただし、「非上場会社の概要書」の様式イに該当する場合は、所定の開示資料の様式に従って開示項目すべてについて開示されていることを条件に当該書類の提出を省略することが可能です。
- b 合併比率の算定根拠について開示資料に記載する場合には、第三者機関によって作成された合併比率算定書の内容を含め、合併比率の決定に際して考慮した重要な要素について、可能な限り詳細に記述してください。
- c 合併に際して存続会社となる会社が自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載してください。
- d 合併に伴い減資が行われる場合には、下記の例を参考にその内容も併せて開示してください。  
(例) 被合併会社            の所有する当社株式            株を 年 月 日の合併と同時に消却し、資本金を            円減少するものとする。

## (4) その他の注意事項

- a 「合併」については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。
- b 新設合併によって新たに設立される会社又は非上場会社に上場会社が吸収合併される場合の当該非上場会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- c 合併にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。
- d 上場会社が、他の上場会社（名証以外の証券取引所の上場会社を含む。）を吸収合併する場合には、手続日程についてご相談をいただいております。詳細は、名証までお問合せください。

## 会社の分割

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社の分割」を行うこと（上場会社が分割会社となる場合又は承継会社となる場合のいずれも含む。）を決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号gの2）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

(注) 100%子会社を設立する分割及び会社法上の簡易分割に該当するものについても開示が必要です。

#### (参考)

1. 同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記適時開示義務の要件と異なっている場合がありますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第2項第1号ル

取引規制府令第1条の2第7号

2. 同項目に関する「臨時報告書」の提出要件は以下のとおりです。

開示府令第19条第2項第7号

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

#### a 会社分割の目的

- #### b 会社分割の内容（日程、会社分割方式（吸収分割又は新設分割の別、簡易分割の場合はその旨、略式分割の場合はその旨）、株式の割当比率と算定根拠、効力発生日、株券交付日、承継会社が承継する権利義務の内容、債務の履行見込み、人的分割の場合はその旨）

##### (a) 上場会社が分割会社となる場合

分割会社の減少すべき資本の額等、分割会社の株式の消却・併合の方法、承継会社（新設会社）に新たに就任する役員

##### (b) 上場会社が承継会社となる場合

承継会社の増加すべき資本の額

- #### c 会社分割の当事会社の概要（分割会社、設立会社又は承継会社それぞれの商号、事業内容、設立年月日、本店所在地、代表者、資本金、発行済株式数、純資産、総資産、決算期、従業員数、主要取引先、大株主及び持株比率、主要取引銀行、当事会社との関係、最近3年間の業績（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産）等）

#### d 承継部門の内容

##### (a) 承継部門の事業内容

##### (b) 承継部門の最近に終了した事業年度における売上高及び経常利益

- (c) 承継部門の資産・負債の項目及び金額
- e 会社分割後の状況（商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金等）
- f 会計処理の概要（該当することが見込まれる会計上の分類、のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込み等）
- g 分割会社の新株予約権又は新株予約権付社債の取扱い
- h 今後の見通し（会社分割後 2 事業年度分の連結・単体の業績見通しを含む。）

### (3) 開示上の注意事項

- a 当該項目について適時開示規則に基づき開示を行った場合であっても、上場会社が分割会社となる会社分割を行うとき又は非上場会社から事業を承継する会社分割を行うときには、適時開示規則（適時開示規則の取扱い 5 (3) e の 2 (e)）に基づき、別途「会社分割概要書」を作成のうえ、1 通提出していただきます。ただし、所定条件に該当する場合（分割（承継）する事業に係る財務諸表の提出を要しない場合であってかつ分割（承継）の相手会社の概要について詳細な内容の記載を要しない場合に限る）には、開示資料の様式に従って開示項目すべてについて開示されることを条件に当該書類の提出を省略することが可能です。
- b 株式の割当比率の算定根拠について開示資料に記載する場合には、第三者機関によって作成された株式割当の理由書の内容を含め、株式の割当比率の決定に際して考慮した重要な要素について、可能な限り詳細に記述してください。
- c 「会社の分割」に際して他の開示項目（例えば、「子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動」）に関連する内容を伴う場合には、該当する項目についても参照してください。

### (4) その他の注意事項

- a 「会社の分割」については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。
- b 会社分割にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。
- c 会社分割（人的分割）によって承継会社となる新設会社又は非上場会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。

## 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」を行うことを決定した場合であって、かつ、当該決定内容が以下のいずれかに該当する場合、又は、該当しないことが明らかでない場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号h）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

#### a 事業の全部又は一部を譲渡する場合

- (a) 最近に終了した事業年度の末日における事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が、同日における純資産額の30%に相当する額以上
- (b) 事業の譲渡の予定日の属する事業年度及びその翌事業年度のいずれかにおいて、当該事業の譲渡による売上高の減少見込額が、最近に終了した事業年度の売上高の10%に相当する額以上
- (c) 事業の譲渡の予定日の属する事業年度及びその翌事業年度のいずれかにおいて、当該事業の譲渡による経常利益又は当期純利益の増加又は減少見込額が、最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益の30%に相当する額以上（ただし、最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益が10億円未満の場合は、最近5事業年度の経常利益又は当期純利益の平均（赤字の事業年度については赤字額の大きさを問わず0として平均を計算する。）の30%に相当する額以上）

#### b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

- (a) 事業の譲受けによる資産の増加見込額が、最近に終了した事業年度の末日における純資産額の30%に相当する額以上
- (b) 事業の譲受けの予定日の属する事業年度及びその翌事業年度のいずれかにおいて、当該事業の譲受けによる売上高の増加見込額が、最近に終了した事業年度の売上高の10%に相当する額以上
- (c) 事業の譲受けの予定日の属する事業年度及びその翌事業年度のいずれかにおいて、当該事業の譲受けによる経常利益又は当期純利益の増加又は減少見込額が、最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益の30%に相当する額以上（ただし、最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益が10億円未満の場合は、最近5事業年度の経常利益又は当期純利益の平均（赤字の事業年度については赤字額の大きさを問わず0として平均を計算する。）の30%に相当する額以上）

#### (参考)

1. 同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記適時開示義務の要件と異なっている場合がありますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第2項第1号ヲ

取引規制府令第1条の2第8号

2. 同項目に関する「臨時報告書」の提出要件は以下のとおりです。

## 開示府令第19条第 2 項第 8 号

## (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

- a 譲渡（譲受け）の理由
- b 事業の譲渡（譲受け）の内容
  - (a) 譲渡（譲受け）部門の内容
  - (b) 譲渡（譲受け）部門の最近に終了した事業年度における売上高及び経常利益
  - (c) 譲渡（譲受け）部門の資産・負債の項目及び金額
  - (d) 譲渡（譲受け）価額及び決済方法
  - (e) 簡易手続による事業の全部の譲受けの場合はその旨、略式手続による譲渡（事業の全部の譲受け）の場合はその旨
- c 譲渡（譲受け）の日程
- d 相手会社の概要（商号、本店所在地、代表者氏名、資本金、大株主、事業の内容、上場会社との関係（資本的関係、人的関係、取引関係））
- e 会計処理の概要（該当することが見込まれる会計上の分類、のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込み等）
- f 今後の見通し（事業の譲渡（譲受け）後 2 事業年度分の単体・連結業績見通しを含む。）

## (3) 開示上の注意事項

- a 事業の譲渡又は譲受けには、分社化や100%子会社からの事業の譲受けなどを含みます。
- b 当該項目について適時開示規則に基づき開示を行った場合（事業の譲受けについては、譲受け先が非上場会社である場合）には、適時開示規則（適時開示規則の取扱い 5 (3) e の 3）に基づき、別途「事業の譲渡（譲受け）概要書」を作成のうえ、1通提出していただきます。ただし、所定の開示資料の様式に従って開示項目すべてについて開示された場合は、当該書類の提出は不要となります。

## (4) その他の注意事項

「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。

## 剰余金の配当

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、剰余金の配当の額を決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号f）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

本開示項目には軽微基準はありませんので、剰余金の配当の額の決定を行った場合には必ず開示が必要となります。

基準日が異なるものは別途の配当として取り扱いますので注意してください。なお、1株当たり配当金額に変更がない場合でも基準日を変更した場合には、開示の対象となります。

前事業年度に配当を行った基準日において、配当を行わないことを決定した場合（配当を行わない旨の予想の開示をしている場合を除く。）にも、開示してください。

現物配当（金銭以外の財産による配当をいう。）についても開示の対象となります。

#### （参考）

同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記の適時開示義務の要件と異なっていますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第2項第1号ト

取引規制府令第1条の2第4号

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。

- a 基準日
  - b 1株当たり配当金額
  - c 配当金の総額（会社法第454条第1項第1号に定める事項）
  - d 効力発生日（会社法第454条第1項第3号に定める事項）
  - e 配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合にはその旨
  - f 配当の額を変更した場合（復配となる場合、無配となる場合を含む。）又は配当回数を変更した場合は、その理由
  - g 臨時決算を行った場合にはその旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要
- 上記の記載事項は、株式の種類別の別がある場合には、株式の種類ごとにそれぞれ記載してください。

### (3) 開示上の注意事項

- a 決算発表、中間決算発表、四半期開示時に、あわせて剰余金の配当の額の決定を行った場合には、「決算短信」、「中間決算短信」、「四半期財務業績・業績の概況」（以下、「決算短信等」といいます。）の「配当状況」において開示してください。なお、（2）e又はgに掲げる場合に該当する場合には、決算短信等においてその旨をあわせて記載してください。

- b 決定を行った基準日の前事業年度における配当の実績も併せて記載してください。
- c 剰余金の配当の額の決定時において(2)に掲げる項目のうち未定の項目がある場合には、開示時点においては、未定として開示するとともに、後日定まった時点で直ちに開示することが必要です。
- d 記念配当、特別配当が含まれる場合には、配当の内訳を記載してください。
- e 現物配当を行う場合には、次に掲げる事項が基本的な記載事項として考えられますが、実際の開示にあたっては、あらかじめ名証までご相談ください。
  - (a) 基準日
  - (b) 配当財産の種類
  - (c) 配当財産の帳簿価額の総額（会社法第454条第1項第1号に定める事項）及び1株当たり価額（いずれも(g)に定める額は含めない。）
  - (d) 配当財産の時価の総額及び1株当たり価額（いずれも(g)に定める額は含めない。）
  - (e) 効力発生日（会社法第454条第1項第3号に定める事項）
  - (f) 配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合にはその旨
  - (g) 株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨、金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額
  - (h) 一定の数未満の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする場合は、その旨及びその数
  - (i) 臨時決算を行った場合にはその旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要  
いわゆる人的分割については、会社法上、「会社分割」及び「剰余金の配当」に該当しますが、開示事項については、「会社の分割」をご参照ください。

#### (4) その他の注意事項

- a 臨時決算を行った場合には、遅滞なく、臨時計算書類、会計監査人の監査報告書、監査役の監査報告書を提出することが必要になります（適時開示規則の取扱い5(3)dの2）。
- b 定款に具体的に定めた日付以外の日を剰余金の配当に係る基準日として定めた場合、「配当落」に関する実務の関係上、名証へ書面を提出していただく必要があります（適時開示規則第5条第1項第9号）。

## 配当予想の修正等

### (1) 適時開示規則に基づく開示義務

1株当たりの配当額について、予想値を算出した場合（公表がされた直近の予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じた場合を含む。）には、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第5号）に基づく開示が必要となります。

本開示項目に軽微基準はありませんので、予想値を算出した場合、予想値に差異が生じた場合には必ず開示が必要となります。

基準日が異なるものは別途の配当として取り扱いますので注意してください。なお、1株当たり配当金額に変更がない場合でも基準日を変更した場合には、開示の対象となります（(3)cを参照）。

現物配当（金銭以外の財産による配当をいう。）についても開示の対象となります。

#### （参考）

同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る重要性の基準」については、以下を参照してください（なお、上記の適時開示義務の要件と異なっていますのでご注意ください。）。

証券取引法第166条第2項第3号

取引規制府令第3条4号

### (2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。

- a 基準日
- b 1株当たり配当金額
- c 修正の場合には、その理由

上記の記載事項は、株式の種類別の別がある場合には、株式の種類ごとにそれぞれ記載してください。

### (3) 開示上の注意事項

- a 会社の業務執行を決定する機関が剰余金の配当の額を決定した場合には、「剰余金の配当」に該当しますので、注意してください。
- b 修正を行った基準日の予想値以外に配当予想を算出している基準日がある場合には、当該予想値及び前期及び当期の実績についても併せて記載してください。
- c 基準日を変更する場合には、1株当たり配当金額が変動しない場合であっても予想の修正に該当しますので注意してください。
- d 株式の分割等に際して、1株当たりの配当予想額について分割の比率に応じて調整を行う場合にも開示が必要となります。なお、株式の分割等を行うにも関わらず、配当額の調整を行わない場合（結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配又は減配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示が望まれます。

- e 記念配当、特別配当が含まれる場合には、配当の内訳を記載してください。
- f 期中において、従来、配当予想を開示していなかった配当に係る基準日を臨時に定めた場合には、配当予想の開示をしてください。なお、この場合において、配当予想値をまだ算出していないときは、配当予想額を「未定」として、開示してください。
- g 現物配当の予想の開示を行う場合には最低限下記事項について記載してください。
  - (a) 基準日
  - (b) 配当財産の種類
  - (c) 配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額

(4) その他の注意事項

- a 同項目に関する開示資料の作成にあたっては、通常の資料に加えてXML形式の数値データを「開示資料入力ツール」により作成し、T D n e tに登録していただくことを要請しています。
- b 定款に具体的に定めた日付以外の日を剰余金の配当に係る基準日として定めた場合、「配当落」に関する実務の関係上、名証へ書面を提出していただく必要があります（適時開示規則第5条第1項第9号）。